



# 物価対応料のご案内

当院では、昨今の物価高騰（医療材料費・光熱水費等の上昇）に伴い、厚生労働省の規定に基づき『外来・在宅物価対応料』並びに『入院物価対応料』を算定しております。

これは、地域の医療機関が安定して質の高い医療を提供し続けるための保険診療上の加算となります。

ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

2026年6月  
桜町病院